

【生活環境影響調査書の告示、縦覧手続による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
沿道環境1	<p>意見1 【説明会資料のP4に関する意見】</p> <p>施設建設中の約5年間は、市内のごみは高砂市各所から加古川市へ搬出されるのですが、この道路ルートでの生活環境の課題は調査されたのでしょうか？</p> <p>収集車が指定道路に集中してきて、ピークとなってくる時間帯での道路での騒音、振動が気になります。5年といえば一般市民にとっては長期です。騒音、振動で規制値を超える場所はなかったのでしょうか？(意見3とも関連)この点について、追加報告を希望します。</p>	<p>平成27年度及び平成28年度に実施した生活環境影響調査(以下、「本調査」という。)は、施設稼働後の周辺地域への環境影響を対象としたものになり、工事期間中は本調査の対象とはしておらず、調査結果についても本調査によるものが全てになります。</p> <p>また、本調査は、平成26年度に策定した生活環境影響調査計画書に基づいて実施しており、計画書策定の際には、市民意見公募手続きを行い、市民の方々からご意見もいただいたところであります。</p> <p>工事期間中のごみ搬入車両については、加古川市と協議し、設定したごみ搬入ルートを走行すること、通学及び通勤等の安全面への配慮から8:30以降に走行することなど、通学路の安全確保にも努めていきます。</p> <p>工事期間中はごみ搬入ルートにあたる道路沿道の方々にはご迷惑をお掛け致しますが、交通ルールの遵守に努めるように指導してまいります。</p>
騒音1	<p>意見2 【説明会配布資料のP18等に関する疑義】</p> <p>騒音の値について。補足説明を希望します。(当方の理解不足ではありますが)</p> <p>車が観測点を通過するとき最大値となり通過後は低い値(暗騒音)となるはずですが、1日中この繰り返しとなるはずですが。評価検討すべき(或いは検討した)数値は最大値なのでしょうか？それとも平均値でしょうか？平均値ならばどのように平均するのでしょうか？報告書文中に示された数値や資料P18ページの図の点描値は最大値なのでしょうか？</p>	<p>騒音の大きさは、ご指摘のとおり大きくなったり、小さくなったりするため、評価基準によって代表値の考え方が異なります。</p> <p>P18に示す敷地境界における工場騒音の場合、90%レンジ上端値(LA5と表記します。)として評価することとされています。これは、測定時間帯の騒音値を小さい方から大きい方に順に並びかえ、小さい方から0~5%分と95~100%分の測定値を除外し、残った90%分の測定値の最大値となります。</p> <p>したがって、一般環境騒音(施設騒音)の評価にあたっては、各時間帯における最大値(90%レンジ上端値騒音レベル)を用いており、P18のグラフも90%レンジの最大値の変動を表しています。</p> <p>なお、生活環境影響調査書では、一般地域における評価として環境基準値を用いる場合(沿道騒音の場合)は、騒音エネルギーの平均値を用いており、このエネルギー平均値は等価騒音レベルと言います。</p>

【生活環境影響調査書の告示、縦覧手続による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
騒音2	<p>意見3 【市政だより12月号に添付されていたパンフレットP14に関する意見】</p> <p>沿道環境(自動車騒音)の予測、評価 「環境1及び環境7は、現況において環境基準を上回っているため、あらたな廃棄物運搬車両による騒音レベル上昇が1dB未満であるかいなかを基準に評価し、両地点とも増加レベルが1dB未満であるため現況を著しく悪化することはないと考えます。」この評価にはいささか問題を感じます。 現況が環境基準60dBを大きく超えた66dBであること、これは定義式からすぐ計算出来ませんが、環境基準の騒音の約2倍の騒音です。イメージしやすい例でいうと車1台のエンジン音が環境基準60dBであるとしたとき66dBとは車2台分の騒音になるということです。 今回考えるべきことは、「騒音上昇レベルが1dB未満で・・・著しく悪化はない」という発想ではなく「これは現況レベルを直ぐにでも少しでも下げる対策が必要である。」と発想するところではありませんか。騒音は、日常生活に直接苦痛を与えるものです。「道路のどの範囲？住民数？時間帯は？等々」について現況を再分析調査し、大きな原因を推定して対策を立てるという取り組み方としていただきたいと考えます。この課題は、ごみ処理の環境側面の検討から見出した事項ではありますが、市民の交通安全面にも目を向けるという横断的な取り組みへと展開して頂くことを期待します。 対策の1私案ですが、時間帯とエリアを指定して速度制限をするというのはいかがでしょうか？騒音エネルギーはその機械の速度の2乗に比例すると聞いていますので有効かと考えます。</p>	<p>沿道環境(自動車騒音)では現況の時点で環境基準値を超過している地点については、現況より悪化させないことを目的に、現況から1dB以上増加しないことを目標としました。 また、将来予測と環境基準値との比較においては、小数点第1位を四捨五入した整数と比較することが「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(環境省)」で定められています。 高砂市としては、低騒音型舗装や中筋交差点の右折レーンの設置などの対策は進めておりますが、広域ごみ処理事業(以下、「本事業」という。)での対応ということに限らず、引き続き、関係機関と協議のうえ、対策を検討していきます。 また、交通安全の確保は重要事項と考えており、制限速度の遵守など、交通ルールを遵守するように徹底して指導に努めていきます。</p>

【生活環境影響調査書の告示、縦覧手続による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
大気質1	<p>大気汚染物質のPM2.5に関する記述がないが、調査はしていないのか？環境アセス項目として列挙されていなくても健康に大きく影響するPM2.5の調査はするべきである。</p>	<p>本調査は、環境省が示す「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(以下、「指針」という。)に基づき、調査を実施しました。 PM2.5とは、大気中に浮遊している$2.5\mu\text{m}$($1\mu\text{m}$は1mmの千分の1)以下の極めて小さな粒子のことで、非常に広範囲に拡散されます。PM2.5は本調査の調査項目ではありませんが、兵庫県の一般大気環境測定局として、高砂市役所で常時監視を行っております。</p>
大気質2	<p>調査地点とした2ヶ所の公園は、幹線道路から離れている。なぜこの公園を観測地点としたのか？観測地点は、より住民の利用頻度の高い幹線道路沿いでやるべきである。</p>	<p>一般環境大気質は、煙突から排出されるガスを対象とした調査であるため、地上における排ガス濃度が高くなると想定される範囲又はその近隣地域で、かつ、一般環境としての大気質調査が実施可能な場所として2ヶ所の公園を選定し、調査を行いました。 調査地点とした公園は、一般環境としての大気質の現況を把握するために設定した調査地点であり、道路沿道の大気環境は、事業計画地への主要なアクセスルート沿いの8ヶ所で別途実施しております。</p>
大気質3	<p>降下ばいじんの値がもくせい公園で年平均3.0655tとなっているが、この値は、少なくとも6か月以上は月3トンを超えているから出てくる数値であると思う。降下ばいじんが問題になった加古川の神鋼では月3トンを上限としている。それでもばいじんによる汚れは出ている。国の標準値以下であっても少なくとも問題が生じた結果として設定された近隣の既存の数値以下にすべきである。</p>	<p>降下ばいじんは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち比較的粒子が大きく、ガラスや洗濯物への付着などにより一般に目につきやすいものとなります。 降下ばいじんには生活環境の保全上の目安となる環境基準の定めはありませんが、過去、全国の一般大気環境測定局による調査(H6～9年度)に基づき、比較的降下ばいじん量の高い地域の値が$10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$程度であったとの調査結果をもとに、これと比較考察する事例がよく見られます。 本調査では、1ヶ月毎の数値の平均値はその約1/3程度であることから、生活環境へ支障をきたすものではないと考えております。 また、降下ばいじんの発生源は立地する各種工場などの固定発生源、自動車などの移動発生源及び近隣の土木工事など様々な要因があるため、現高砂市美化センターのみで対策を講じた場合、どの程度の低減効果が見込まれるか予測することは困難ですが、市としては、地域の公害防止、生活環境保全の立場から、より一層、適切な施設運営に努めていきます。</p>

【生活環境影響調査書の告示、縦覧手続による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
交通量1	<p>測定場所はどのような基準できめているのか？ 市が常時行っている測定場所は、市民公民館2ヶ所と市役所、中島の4ヶ所である。 中島の測定場所は現在、明姫幹線の竜山橋東の交差点で、交通量が落ち着いていた場所である。交通量の少ない場所で測定して、基準値を超えていないというのはいかがでしょうか。実際市民がした測定では、過去において明姫幹線の竜山交差点、加古川バイパス北ランプ、高砂市役所で基準値を超えていた。市民が納得できる交通量のあるところで測定すべきである。</p>	<p>交通量調査の調査地点は、広域化後のごみ搬入ルートを対象として設定しました。 なお、中島測定局(自動車排ガス測定局)についても影響予測を行い、二酸化窒素0.0031ppm(基準値0.06ppm以下)、浮遊粒子状物質0.054 mg/m³(基準値0.1 mg/m³以下)との予測結果が得られたことから、ごみ搬入車両の走行による生活環境への影響は軽微なものと判断しております。</p>
水質1	<p>一般環境の水質のBODにつき、B類型の基準値が示されているが、その値が、法華山谷川の上下流ともに年平均で大幅に上回っている。 環境基準の指定はなくとも水質汚濁が進んでいるとのことであるから何らかの対策が必要であると思料する。</p>	<p>法華山谷川的生活環境に係る環境基準の類型指定は設定されておきませんが、接続する海域がB類型のため、これを参考に比較しました。 法華山谷川の河口域は、海域の影響を受ける干潮域であることから、河川流域から流れ込む水と海水の両方の影響を受けています。 現地調査では、有機物量の指標項目の数値がやや高い状況となっており、河川流域の状況、沿岸域の利用状況、水域の閉鎖性の度合いなどの様々な要因が関係しているものと考えられます。 したがって、本事業では、広域ごみ処理施設からの排水はできる限りプラント用水として再利用し、余剰水が発生した場合は公共下水道に放流する計画としているため、公共用水域への直接の放流は行わない計画としております。</p>
その他1	<p>温排水についての調査記述がない。環境アセス項目に列挙されていないからだと思う。 しかし、取水した海水に次亜塩素酸ソーダを投入し、温排水は排水口から海へ放出されるが、これは当然、海生植物や魚介類に影響を与える。 さらに広域ゴミ処理施設には、余熱を利用した発電設備設置も含まれるが、これらは県民の食生活に関係し、また、播磨灘の漁業者にも大きく影響してくるものであることから、温排水の影響についても調査すべきである。</p>	<p>本事業では発電設備を設置し、ごみからのエネルギーをできる限り回収し、地球温暖化防止に少しでも貢献できるように配慮しています。 また、発電設備は備えますが、冷却水等のプラント排水は公共下水道に放流する計画としており、温度の規定もされている下水道除害施設設置基準を遵守することになります。したがって、温排水による影響はないものと考えております。</p>

【生活環境影響調査書の告示、縦覧手続による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
その他2	<p>高砂市においては、広域ゴミ処理施設に隣接してJパワーの石炭火力発電所の新設計画予定であるが、共に埋め立て地であり、地震が発生した場合、阪神・淡路大震災時に生じた液状化現象や東北大震災時の津波による浸水・施設破壊が生じることは避けられない。しかし、高砂市のハザードマップには液状化現象の記載が無く、今回の調査でもこの報告はない。液状化現象に対する対策が記載されるべきである。</p>	<p>本調査の調査結果は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3に基づき、市町村が一般廃棄物処理施設を設置するための届出に添付するもので、環境省が示す指針に準じて実施しました。</p> <p>また、どのような防災対策を備えた施設とするかについては、実施設計時において、適宜反映させていただきます。</p>
その他3	<p>ごみ処理方法は、基本的に大気汚染を生じさせる事になるので、燃焼を極力しないのが原則であるべきです。そのため、各自治体のごみの減量化を推進しているはずですが。</p> <p>さらに人口が減少傾向にある中、大型のごみ処理施設を造ることに疑問があります。燃やすごみの量が減少すれば、処理施設を稼働させるために産業廃棄物などを燃やさないといけないことになるので、大型の広域ごみ処理施設の建設には反対です。</p>	<p>広域ごみ処理施設の施設稼働年度である平成34年度までに、高砂市、加古川市、稲美町及び播磨町の2市2町から排出される可燃ごみ量を、平成23年度と比較して、約20%減量する計画としており、広域ごみ処理施設の施設規模は適正と考えております。</p> <p>新施設では、143トン/日炉を3炉設置することで、将来の人口やごみ量の減少に応じて、適切に操炉計画を立案でき、運転できるものと考えております。</p> <p>また、排出される一般廃棄物が減少することで、その余力分を産業廃棄物の焼却に充てるのではないかとのご指摘について、本施設は、産業廃棄物(事業活動に伴い発生したごみで廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた20種類)の処理及び処分は行いません。</p> <p>平成34年度の施設稼働に向け、今後とも市民の皆様にご理解とご協力を得ながら本事業を進めていきます。</p>